

# 西ヶ原まちづくりニュース



第53号 令和5年8月  
発行：北区防災まちづくり担当課

※このニュースの内容は防災まちづくり事業を実施しているエリアを含む、町会・自治会を主な対象としています

## 第48回西ヶ原まちづくり協議会 開催のご案内

**日時** 令和5年9月13日(水)  
19時～20時頃

**場所** 滝野川東区民センター  
3階 ふれあい館 第1ホールA・B

まちづくり協議会は、どなたでもご参加いただけます！  
みなさまのご参加をお待ちしております！！

▼滝野川東区民センター 位置図



### 【協議会テーマ】

1. 事業の報告等
2. 今後の協議会活動について
3. その他

## 第47回西ヶ原まちづくり協議会 報告

令和5年3月7日(火)に「第47回西ヶ原まちづくり協議会」を滝野川東区民センターで開催し、11名の方にご参加いただきました。

### 《協議会内容》

- 開催挨拶
- 事務局からのお知らせ
- 密集事業の進捗報告
- まちづくりルールと補助制度
- 主なご意見

- ・防災生活道路3号線・4号線の道路整備事業はいつ頃終了するのか。⇒区回答：5か年ずつの計画で、現行計画では令和7年度までとなっている。
- ・地区防災不燃化促進事業の助成金は、防災生活道路3号線・4号線の道路拡幅による補償費とは別に活用できるのか。⇒区回答：併用できる（それぞれに要件あり）。
- ・防災生活道路3号線の拡幅整備により、道路の交通安全が懸念される。⇒区回答：実情に沿った形で対応していく。
- ・ホームページに協議会資料や議事録を出してほしい。⇒区回答：順次、掲載していく。

協議会の様子▶



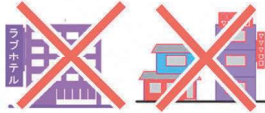
# ご案内 ① 西ヶ原地区のまちづくりルール

西ヶ原地区は、地区の防災性と住環境の向上をより確実に図っていくため、まちづくりルール（地区計画）が定められています。

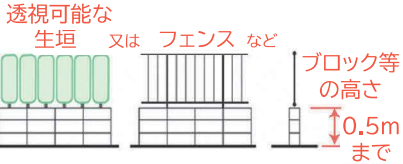
詳しくはこちらをご覧ください!!



- 建築物等の用途の制限
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

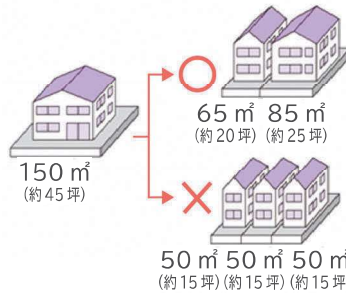


- 垣又はさくの構造の制限



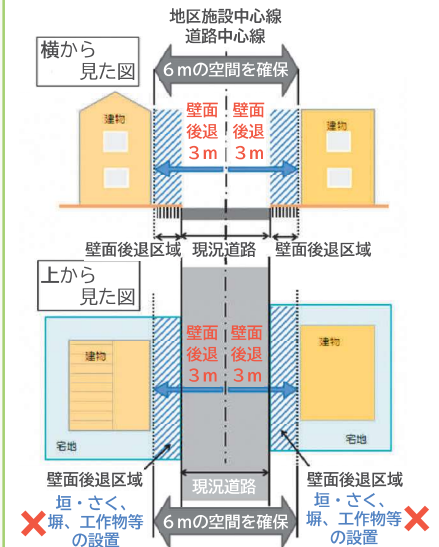
- 建築物の敷地面積の最低限度

住居・公共地区: 1,000 m<sup>2</sup>  
 その他の地区 : 65 m<sup>2</sup>  
 《最低敷地規模 65 m<sup>2</sup>の場合》



- 壁面の位置の制限
- 壁面後退区域における工作物の設置の制限

《4号壁面線の場合》



## ご案内 ②

# 建て替え時の助成制度 (地区防災不燃化促進事業)

西ヶ原地区では、防災生活道路に接する敷地の建築物を不燃化建て替える場合、建築工事費の一部（不燃化相当分）を助成しています。

助成対象の防災生活道路

### ポイント

建て替え後は従前の建物よりも上位の耐火性能にする必要があります。



約120万円の助成  
 (木造から準耐火で延床100m<sup>2</sup>の場合)



- ・防火構造等による建築物
- ・準耐火建築物（旧簡易耐火建築物含む）



- ・準耐火建築物、耐火構造物
- ・耐火構造物

連絡先

東京都北区 防災まちづくり担当課

TEL : 03-3908-9162 FAX : 03-3908-2244

メールアドレス : bomachi-ka@city.kita.lg.jp

“西ヶ原地区のまちづくり”  
 HPIはこちら

